

鳥取縣公報

昭和二十四年六月二十八日
第二千二十三号 火曜日

本書ノ大ナハ國定規格 A5判

規則

◆鳥取縣規則第五十六號

昭和二十四年鳥取縣規則第三十八號鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年六月二十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

第三條を削る。

第四條第一項を次のように改める。

加工炭の製造業者又は販売業者が縣外の加工炭の業務用消費者又は販売業者に加工炭を譲渡しようとする場合には、知事の許可を受けなければならない。

附表1中「資格を証する書類を添え」を削る。

附表6を次のように改める。

加工炭縣外譲渡許可申請書					
一、品目、種類及び數量					
品目 (規格)	種類	数	量	備考	
二、譲渡期間	年	月	日から	日まで	
三、譲渡先	都府県	郡市	町大字	番地	
職業	氏名				
四、護送理由					

右の通り譲渡したいから御許可下さるよう申請致しま

す。

年 月 日

住 所 氏 名 (印)

知 事 宛

△鳥取縣規則第五十七號

森林法第七十六條第八十條及び第八十一條の規定により
鳥取縣森林害虫驅除予防規則を次のように定める。

昭和二十四年六月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣森林害虫驅除予防規則

第一條 森林害虫の發生したときは、森林法によるの外
この規則によつて驅除予防しなければならない。

第二條 この規則で樹木とは松、すぎ、ヒノキ、唐松を
いふ害虫とは次に掲げるものとする。

- 一、キクイムシ科に属する害虫
- 二、ゾウムシ科に属する害虫

第四條 前條の届出をする者は直ちに次の方法により
これを驅除予防しなければならない。

一、被害木を伐倒して剥皮の上樹皮、枝條及び害虫を
集めて焼却し、又は二十日以上水中に浸漬して害虫
を完全に死滅させること。

二、被害木の根株は地下一尺まで剥皮の上樹皮及び害
虫を集めて焼却すること。

第五條 森林所有者又は立木所有者が前條による驅除予
防を行わないとときは、知事は自らこれを行い又は知事
の適當と認める者に命じてこれを行わせることができ
る。

前項の驅除予防の費用は、森林所有者又は立木所有者
の負担とし、行政代執行法第六條の規定を準用してこ
れを徵收する。

第六條 森林害虫の被害地区内にある樹木の用材及び薪
炭材は、皮付のまゝこれを他の地区に移動することは
できない。

前項の被害地区は、知事が別にこれを定める。

第七條 この規則による届出は、所轄市町村長、並びに
地方事務所長を経由しなければならない。

第八條 前條の届出を受けた市町村長は、所有者別に、
害木利用状況表を様式第三号及び第四号によつて作成
し市町村長は、所轄地方事務所長に、地方事務所長は、
知事に、報告しなければならない。

附 則

第九條 この規則は公布の日からこれを施行する。

第十條 昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十三号鳥取縣
松樹害虫驅除予防規則は、これを廢止する。

三、カミキリムシ科に属する害虫

四、その他知事の指定する害虫

れるときは、当該森林所有者（森林管理者を含む以下
同じ）又はその立木所有者は遲滞なくその旨を様式第
一号によつて知事に届け出なければならない。

様式第一号 森林害虫発生届書

被害 箇所 面積 本材 積	被害 林令 面積 本數 材積 本數 に対する 比率	被害 区域の 見年月 日	所 有 者	
			住 所	氏 名
右お届致します	年 月 日	知 事 宛	住 所	氏 名 (印)
森林害虫驅除（予防）終了届				

森林害虫驅除（予防）終了届

右お届致します。

年 月 日

知 事 宛 住 所 氏 名 (印)

00713

告示

◆黑取縣告示第三百二十九號

昭和二十一年閣令内務省令第一号第八條の規定により氣高郡豊寒村議会議員候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十年十二月農林省令第三十一号蚕糸業法施行規則
第四十條第一項昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十六號
蚕糸業法施行手續第十條の規定による生繭完買及生繭仲
立許可証を次のように交付した。

昭和二十四年六月二十八日
鳥取縣知事 西

記

年六月二十八日
鳥取縣知事 西尾愛治

一 生蘭亮買
二 同 米子市東倉吉町
三 西伯郡大高村尾高 望月秀三

三	同	
四	同	
五	同	
		同御來屋町
同		同外江町
		備谷
		南家
竹内		清一
乙市		章

00715

00714

